

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第17号

静岡県建築基準条例の一部を改正する条例

静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(居室を3階に有する建築物の構造)</p> <p>第8条 居室を3階に有する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の法第21条第1項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたもの（以下「木造等」という。）に限る。）は、外壁の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、かつ、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、1階の部分の<u>主要構造部</u>を耐火構造とした建築物で避難上支障がないもの又は法第2条第9号の3イ若しくはロに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(排煙設備及び非常用の照明装置)</p> <p>第27条 専修学校又は各種学校（以下この節において「専修学校等」という。）の用途に供する階数が3以上の建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 専修学校等の用途に供する教室及び教室から地上に通ずる廊下その他の通路（階段の部分を除く。）に、政令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設けること。</p> <p>(2) 専修学校等の用途に供する教室及び教室</p>	<p>(居室を3階に有する建築物の構造)</p> <p>第8条 居室を3階に有する建築物（その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）の法第21条第1項の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたもの（以下「木造等」という。）に限る。）は、外壁の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、かつ、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1項第2号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、1階の部分の<u>特定主要構造部</u>を耐火構造とした建築物で避難上支障がないもの又は法第2条第9号の3イ若しくはロに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(排煙設備及び非常用の照明装置)</p> <p>第27条 専修学校又は各種学校（以下この節において「専修学校等」という。）の用途に供する階数が3以上の建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 専修学校等の用途に供する教室及び教室から地上に通ずる廊下その他の通路（階段の部分を除く。）に、政令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設けること。<u>ただし、政令第126条の2第1項第5号に該当する建築物の部分は、この限りでない。</u></p> <p>(2) 専修学校等の用途に供する教室及び教室</p>

から地上に通ずる廊下、階段その他の通路
(採光上有効に直接外気に解放されている
通路を除く。)に、政令第126条の5に規定す
る構造の非常用の照明装置を設けること。

(内装の制限)

第28条 専修学校等の用途に供する建築物で、
次の各号のいずれかに該当するものは、その
用途に供する居室の壁(床面からの高さが1.2
メートル以下の部分を除く。)及び天井の室内
に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1
項第1号に掲げる仕上げと、その用途に供す
る居室から地上に通ずる主たる廊下、階段そ
の他の通路の壁及び天井の室内に面する部分
の仕上げを同項第2号に掲げる仕上げとしな
なければならない。

- (1) 主要構造部を耐火構造とした建築物又は
法第2条第9号の3イに該当する建築物
(1時間準耐火基準に適合するものに限
る。)(以下この条においてこれらを「耐火
建築物等」という。)で3階以上の部分の床
面積の合計が300平方メートルを超えるもの
(2)・(3) (略)

から地上に通ずる廊下、階段その他の通路
(採光上有効に直接外気に開放されている
通路を除く。)に、政令第126条の5に規定す
る構造の非常用の照明装置を設けること。
ただし、政令第126条の4第1項第4号に該
当する建築物の部分は、この限りでない。

(内装の制限)

第28条 専修学校等の用途に供する建築物で、
次の各号のいずれかに該当するものは、その
用途に供する居室の壁(床面からの高さが1.2
メートル以下の部分を除く。)及び天井の室内
に面する部分の仕上げを政令第128条の5第1
項第1号に掲げる仕上げと、その用途に供す
る居室から地上に通ずる主たる廊下、階段そ
の他の通路の壁及び天井の室内に面する部分
の仕上げを同項第2号に掲げる仕上げとしな
なければならない。

- (1) 特定主要構造部を耐火構造とした建築物
又は法第2条第9号の3イに該当する建築
物(1時間準耐火基準に適合するものに限
る。)(以下この条においてこれらを「耐火
建築物等」という。)で3階以上の部分の床
面積の合計が300平方メートルを超えるもの
(2)・(3) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)から施行する。